

# 保険・年金 フォーカス

## オーストラリアの保険資本規制 LAGIC 等の改正を巡る動向

保険研究部 研究理事 中村 亮一  
TEL: (03)3512-1777 E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

オーストラリアの健全性規制当局 APRA は、オーストラリア会計基準審議会第 17 号保険契約 (AASB17) の適用に対応して、2013 年に導入された LAGIC (life and general insurance capital (Standard or Framework) : 生命・損害保険資本 (基準又は枠組み)) と呼ばれる保険の資本の枠組みや報告の枠組みの改正を検討してきている。

APRA は、2021 年 12 月 13 日に、保険の資本及び報告の枠組みを AASB17 に整合させるための変更提案や民間医療保険の資本枠組みの強化案を公表<sup>1</sup>し、2022 年 3 月 31 日まで意見を求めている。

今回のレポートでは、こうしたオーストラリアにおける保険の資本及び報告の枠組みの改正を巡る動向について、APRA が公表している情報に基づいて報告する。

### 2—LAGIC の改正を巡るこれまでの動き

保険契約の国際的な会計基準である IFRS 第 17 号 (保険契約) の基準化に伴い、オーストラリア会計基準審議会 (AASB) は、IFRS 第 17 号に準拠したオーストラリア会計基準審議会第 17 号保険契約 (AASB17) を設定して、2023 年 1 月 1 日から適用することとしている。

APRA は、AASB17 設定の動きに対応して、LAGIC に関連して、以下の動きを行ってきている。

#### 1 | 第 1 ラウンド (AASB16 リースと AASB17 保険契約の発行に関する情報レターを統合するための方向性)

##### ①AASB16 リース及び AASB17 保険契約の発行に関する情報レター

2017 年 9 月 25 日、APRA は、AASB 16 リース (AASB 16) 及び AASB 17 保険契約 (AASB 17) の発行に対する計画された対応について、APRA 規制対象の保険会社に通知する書簡を発表し、AASB

<sup>1</sup> <https://www.apra.gov.au/news-and-publications/apra-proposes-changes-to-align-capital-and-reporting-frameworks-for-insurance>  
<https://www.apra.gov.au/news-and-publications/apra-moves-to-strengthen-capital-standards-private-health-insurance>

17の影響がよりよく理解されるまで枠組みを変更しないという意図を概説し、保険会社の業務に対するAASB17の影響をよりよく理解するために保険会社に情報を求めた。

#### ②AASB17の影響に関する保険会社の調査結果に関する情報レター

2018年5月31日、APRAは、AASB17の影響に関する保険会社の2017年調査の結果を伝えるための情報レターをリリースした。また、APRAは、進める前にAASB17の早期適用の検討についてAPRAと話し合うよう保険会社に助言した。

#### ③統合アプローチに関する利害関係者への書簡を更新

2018年11月16日、APRAは、AASB17を保険会社の健全性資本枠組み（LAGIC枠組み）に統合するAPRAのアプローチに関して、利害関係者に最新情報を提供するための書簡を発表し、保守性の理由で逸脱が正当化されない限り、資本取扱を会計基準に合わせるという優先順位を示した。

#### ④AASB17を保険会社向けの資本と報告の枠組みに統合するための方向性に関する協議

2019年9月27日、APRAは、AASB17を保険会社向けの健全性資本及び報告の枠組みに統合するためのAPRAの提案された方向性を概説する協議を開始し、政策策定のタイムラインに関する最新情報を提供した。APRAはまた、AASB17の準備について、全ての保険会社に情報を要求した。

### 2 | 第2ラウンド（ディスカッションペーパー—AASB17を保険会社向けの資本と報告の枠組みに統合し、LAGICの枠組みを更新）

APRAは、2020年11月25日に、オーストラリア会計基準審議会第17号保険契約（AASB17）の実施を認めて、保険資本と報告の枠組みを更新するための協議を開始した。ディスカッションペーパーでは、LAGIC枠組みが目的に適合していることを確認するために、提案されているいくつかの更新についても概説した。なお、意見の締切日は2021年3月31日であった。また、AASB17が保険会社の経営に与える影響を評価するために、的を絞った定量的影響度調査（QIS）を実施した。

### 3 | 第3ラウンド（回答書とドラフト基準—AASB17を保険会社向けの資本と報告の枠組みに統合し、LAGICの枠組みを更新）

APRAは、オーストラリア会計基準審議会第17号保険契約（AASB17）の実施を認めて、保険資本及び報告枠組みの更新に関する協議を継続している。協議には、回答書、情報書、健全性基準案、報告基準案及び定量的影響調査（QIS）が含まれる。

回答書は、2020年11月に発表されたディスカッションペーパーの提案に対する利害関係者のフィードバックに対するAPRAの対応を示している。情報書は、取締役会メンバー及び経営幹部向けの回答書の概要を示している。健全性基準及び報告基準の草案は、提案された変更の詳細なビューを利害関係者に提供している。

QISは、AASB17の統合に関するAPRAの目的を達成するための影響を評価するように設計されている。APRAは、受け取ったデータが最終基準の進展を通知するために使用されるため、全ての保険会社がQISに参加することを強く推奨している。QISへの参加は、AASB17を採用するための自身の準備を評価するという点でも保険会社にとって有益である、としている。

第3ラウンドの協議は、2022年3月31日まで開かれている。

### 3—AASB17 保険契約について

APRA は、AASB 17 保険契約を生命保険会社と損害保険会社に適用可能な資本及び報告枠組みに統合するための計画されたアプローチについてのフィードバックを求めている。

AASB 17 保険契約 (AASB 17) は、2017 年に初めて公表され、その後 IFRS 第 17 号の修正に合わせる形で、所要の改正が行われてきている。AASB17 は、保険契約の認識、測定、表示及び開示の原則を確立している。要件は、財務諸表のユーザーが保険会社のエクスポージャー、収益性及び財務状況をよりよく理解するのに役立つように設計されており、類似の保険会社間の比較を容易にする。

AASB 17 は、オーストラリアで同等の国際財務報告基準 (IFRS) 第 17 号 (保険契約) を実装した直接の結果であり、2023 年 1 月 1 日から有効となり、早期適用が認められている。

APRA の健全性資本及び報告の枠組みは、既存の会計処理に基づいている。AASB 17 の導入により、APRA の健全性枠組みを支える多くの会計概念が変更され、いくつかの新しい概念が導入される。利害関係者のフィードバックを通じて、保険会社は、AASB17 の結果として、資本及び報告の枠組みがどのように変化する可能性があるのかについて、APRA からの早期の指示を強く望んでいる。

### 4—今回の LAGIC の改定について

#### 1 | 今回の改定の背景

APRA の LAGIC の枠組みと報告の枠組みは、現在の会計基準に基づいている。これらの会計基準は、AASB 17 が 2023 年 1 月 1 日に発効したときに置き換えられる。AASB17 の導入に対応して枠組みを更新しないと、2つの異なる評価、保険数理、会計、報告システムを維持する必要があり、結果として資本レベルへの意図しない不必要な変更が生じる可能性がある。

また、LAGIC は、2013 年 1 月に導入されて以来、実質的な見直しは行われてこなかった。APRA は、LAGIC の枠組みは、リスク感応度を改善し、生命保険会社及び損害保険会社の自己資本基準の整合性を向上させているため、目標を達成し続けていると考えている。しかしながら、APRA はこの機会を利用して、枠組みの実装以降に特定された問題に対処するための更新プログラムを提案し、目的に適合していることを確認している。

#### 2 | 今回の改定の概要

2020 年 11 月に発表された提案について業界からのフィードバックを求めた後、APRA は 2021 年 12 月 13 日に、AASB17 を保険資本及び報告枠組みに統合することを目的とした多数の健全性及び報告基準案を発表した。

今回の提案では、11 の損害保険と 8 つの生命保険の健全性基準があり、17 の損害保険と 15 の生命保険の報告基準がパッケージの一部として協議されている。健全性基準の草案のうち、重要な変更があるのは 4 つだけとされている。

AASB 17 を APRA の資本及び報告の枠組みに統合するための APRA のアプローチは、以下の原則に基づいている。

- APRA の資本と報告の枠組みのレジリエンスを維持する。

- ・一般的に資本水準を増減させることを追求していない。
- ・業界への規制の影響を最小限に抑える。
- ・必要に応じて、枠組みを AASB17 に合わせる。

資本の枠組みについては、損害保険会社及び生命保険会社の規制資本計算に関する既存の要件の大部分が維持される。報告の枠組みについては、APRA は、保険会社が AASB17 の会計方針及び原則を使用して財務諸表情報を APRA に報告できるようになることを確認している。これにより、保険会社が 2 つの報告システムを維持する必要がなくなる。APRA が資本評価と収益性の監視のための適切なデータを引き続き保持できるようにするために、追加のデータ要件が提案されている。

### 3 | 資本の枠組みに関する主な改正提案

以下の図表が、AASB17 の導入に伴う、主要な資本の枠組みに関する改正提案を示している。この図表で、「更なる発展」、「変更」は、利害関係者からのフィードバックを考慮しての今回の回答における APRA の姿勢の変化を示している。なお、「更なる発展」の場合でも APRA の全体的なポジションと意図には変更はない、としている。

#### AASB17の導入による主要な資本提案

問題	APRAのポジション
規制調整 (全ての保険業)	<b>更なる発展</b> 保険者の純資産から全ての規制上の調整額(プラスとマイナス)を差し引いた資本ベースの計算について、現行の枠組みを維持する。資本中立性を維持するための追加的な規制調整が提案されている。
経費ベース (損害保険会社)	<b>変更</b> 費用計算のための既存の方法を維持する。APRAでは、保険会社が用いるアプローチの一貫性をさらに高めるため、保険金請求処理費用と保険管理費用の定義と明確化を行っている。
資本リスク・チャージその他の要件 (損害保険会社)	<b>更なる発展</b> <u>資本の測定に影響を及ぼす改正—繰延税金に対する CET 1 資本に対する規制上の調整の明確化</u> 繰延税金に対する CET 1 資本の規制上の調整を行う場合、繰延税金資産 (DTA) 及び繰延税金負債 (DTL) には、保険負債の調整から生じる税効果(即ち税金資産又は税金負債)、ならびに追加的な受取勘定及び支払勘定の調整が含まれなければならないことを明確化する。
資本の用語と定義 (生命保険会社)	<b>変更</b> 規制上の資本要件を定義するために AASB 17 の用語及び定義を利用して新しい用語及び定義を導入する代わりに、Risk Free Best Estimate Liability (RFBEL) を含む既存の用語及び定義を維持する。これは、APRA が資本の枠組みと要件全体を維持する方向性を示している。

投資口座業務 (生命保険会社)	<p><b>変更</b></p> <p>APRAはキャッシュ・フローの予測をベスト・プラクティスと考えているが、これに伴う負担を認識した上で、予測モデルを使用して算出された結果と実質的に異なる結果が生じないと生命保険会社が考える場合には、生命保険会社は引き続き概算法及び参照勘定残高を使用して投資勘定契約のRFBELを計算することができる。</p>
資本リスクチャージその他の要件 (生命保険会社)	<p><b>更なる発展</b></p> <p><u>資産集中リスクチャージの結果的な修正</u></p> <p>非再保険資産の法定ファンド又は一般ファンドの資産価値 (VAF) :非再保険資産のVAFを計算するために、AASB 17保険及び再保険資産項目を削除する。非再保険資産エクスポージャーは、ファンドの非再保険資産の総額に対して測定される(即ち、保険及び再保険資産を除外する)。保険料及びその他の受取勘定もVAFに追加される。</p> <p>再保険資産のVAF:再保険資産のVAFを決定する際に、法定勘定に開示されているAASB 17保険及び再保険資産をストレス後の再保険資産に置き換える(即ち、既存のアプローチを維持する)。保険料及びその他の受取勘定もVAFに追加される。</p> <p><u>オペレーショナルリスクチャージに対する結果的な修正</u></p> <p>保険料収入に対する保険収益のAASB 17の定義を採用する代わりに、オペレーショナルリスクチャージの計算には「未収/既経過保険料」を参照する。</p>

(出所) APRA 「Response Paper」 (December 2021)

#### 4 | 民間医療保険の資本の枠組みの強化

今回の提案は、民間医療保険の資本の枠組みを LAGIC に合わせるといふ APRA の意図を踏まえると、民間医療保険会社にも関連している。密接な関係があることを考慮して、民間医療保険会社は、APRA による民間医療保険の資本の枠組み協議のレビューも参照する必要がある、としている。

APRA は、LAGIC の更新との関係で、民間医療保険の資本基準のレビューも、同じリスクの取扱いは保険業界間で統合的に行われるべきであるとし、将来の民間医療保険の資本基準は AASB17 ベースに構築されるべき、と述べている。

民間医療保険の資本の枠組みの強化については、同じく 2022 年 12 月 13 日に、業界の財政的レジリエンスを高め、民間医療保険会社が厳しいストレス下でも保険契約者からの全ての正当な請求を引き続き支払うことができるという確信を高めることを目的とした改革案を含む、回答書と健全性基準案を発表している<sup>2</sup>。

提案は最低資本要件を引き上げるが、医療保険業界は非常に資本が豊富であり、既に新たに提案された規制最低要件を大幅に超える資本を保有しており、APRA の評価では、保険会社は、より高い自己資本要件を満たすために保険料を引き上げたり、資本を調達したりする必要はない、としている。

提案された新しい枠組みは、LAGIC に基づいているが、民間医療保険の様々な機能に適合するよう

<sup>2</sup> <https://www.apra.gov.au/news-and-publications/apra-moves-to-strengthen-capital-standards-private-health-insurance>

に調整されている。

オーストラリアの民間医療保険業界は十分な資本を有しているが、民間医療保険の資本枠組みは、現在、他の APRA 規制の保険業界の枠組みほど堅牢ではない。また、特に業界の収益性が会員プロフィールの高齢化とコストの上昇によって悪影響を受けている場合、医療保険会社が直面する特定のリスクに十分に敏感ではない。このため、今回の変更は、資本の枠組みにおける現在の弱点に対処し、他の保険業界で使用している枠組みと一致させることを目的としている、とされている。

なお、今回の民間医療保険の資本の枠組みの改革は、フェーズ 1（リスク管理）とフェーズ 2（ガバナンス）の早期完了に続く、APRA の民間医療保険ロードマップの 3 番目で最後のフェーズとなっている。

## 5 | 今後のスケジュール

今回の LAGIC の改正及び民間医療保険の資本枠組みの改正に関する基準案に関する協議は 2022 年 3 月 31 日まで開かれている。

今回の協議に対する意見や QIS の結果を踏まえて、APRA は 2022 年の第 3 四半期に最終基準をリリースする予定である。また、最終基準の発効は 2023 年 7 月 1 日を予定している。

### 5—LAGIC の改定案—内部モデルの使用の削除

資本の枠組みについて、損害保険会社及び生命保険会社の規制資本計算に関する既存の要件の大部分が維持されるとしているが、大きな変更点の 1 つとして、「内部モデルの使用の削除」が挙げられている。この変更は、全ての保険会社が規制資本を計算するために、APRA の標準的な方法を採用する必要があることを意味している。

具体的には、健全性基準 GPS 113 自己資本比率：内部モデルに基づく手法、の削除を提案している。また、GPS 113 が削除される場合、整合性のため、健全性基準 LPS 110 第 43 項の生命保険会社に対するミラーリング規定も削除されることになる。

APRA は 2020 年に、内部モデルを削除する意図について、業界にコメントを求め、利害関係者から様々な反応を受けた、と述べている。これによると、直接的な影響は限定的なため、殆どの提案はこの提案には関係なく、反対意見は、ICM（Internal Capital Model：内部資本モデル）がよりリスク感応度の高い資本管理ツールとして提供する価値についてコメントし、APRA の提案は業界に誤ったメッセージを送り、資本モデリングへの投資の減少につながる可能性があるとした。また、補足資料として、規制上の資本を決定するための一貫したアプローチを持つことの利点についてコメントしていた。

APRA は、モデリングが意思決定を促進し、リスク感応度の高い資本管理ツールとして提供する価値に関する業界の見解を認識し、これに同意しているが、これは多くの場合、業界全体での ICM の使用ではなく、経済資本モデルによって推進されている。APRA は、保険会社がリスクと資本管理に関する強固な意思決定を推進するために、経済資本モデルの開発と利用を継続することを強く奨励している。APRA は、モデルが適用可能な様々な用途について、保険会社と APRA の間で情報共有と対話を促進する方法を検討している、としている。

また、損害保険業界全体での ICM の利用が限られていること、及び多くの損害保険会社が既に経済資本モデルを使用しているという事実を考慮すると、APRA はこの提案が健全性の結果を損なうとは考えておらず、本提案が、各保険会社のリスク・プロファイルに適合した経済資本モデルの開発を促進し、適切な内部リスク及び資本管理の意思決定を促し、規制上の資本目的の一貫性と比較可能性を促進するものであると考えている、と述べた。また、現在、内部モデルの使用を承認している生命保険会社はない、としている。

## 6—まとめ

以上、今回のレポートでは、IFRS 第 17 号（保険契約）の基準化に伴う、オーストラリアにおける保険の資本及び報告の枠組みの改正を巡る動向について報告してきた。

保険における資本規制と会計基準の関係については、各国の保険監督当局や保険会社にとって、大変関心が高い事項であるが、それに対するオーストラリアの APRA の方針は、（オーストラリア以外でも同様の方針で資本規制を見直している国もあるが）1つの考え方を示した形になっている。。また、資本規制における内部モデルの取扱いについても明確な姿勢を示した形になっている。

これらの課題は、日本の保険会社にとっても極めて重要な課題であることから、今回の提案を踏まえたオーストラリアの保険業界の反応やそれを踏まえた APRA の対応については注目されることとなる。LAGIC の改正を巡る動向等については、今後も引き続き注視していくこととしたい。

以 上